

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2024年5月15日

今月のトピックス 「国民健康保険などの算定、金融所得も反映か？」

今

今回のコラムはGWに入る直前、4月26日（厚生労働省が検討案を示したのは25日）に報じられた小さな記事（ニュース）を取り上げてみたい。26日の新聞やTVなどの報道を全て見たわけではないが、取り上げが少ない（小さい）反面、導入されたらそのインパクトは非常に大きなものになる可能性があると考えられるからです。コラムを読んでくださる方に株式投資を行う人が多いことから取り上げることにしました。その記事は「厚生労働省、国民健康保険などの保険料、金融所得の反映を検討」というものです。税金に関する記事であれば注目度は高かったと推測しますが、国民健康保険などの保険料だったことから見逃してしまった人も多いと思われるからです（報道側も事の重大さに気づかず？）。

お勤めの人（社会保険加入者）であれば記事の内容は直接関係ありませんが、自営業者やフリーランスの方々、あるいはリタイア世代で国民健康保険の被保険者（第1号被保険者）にとっては、提示案が導入されれば一大事と言わざるを得ないのです。国民健康保険などの保険料の決め方を簡単に述べると「所得割、資産割、均等割、世帯割（平等割）」を組み合わせて各自治体が保険料を決めています。最もウエイトが大きいのが「所得割」になりますが、所得割は所得が多ければ保険料が高くなり（上限あり）、所得が少なければ保険料は安くなるという単純なものです。このため金融所得を確定申告する＝所得が増えて保険料の負担が増える人がいる一方、確定申告をしない人＝所得は増えないので保険料の負担が増えない人がいるという不公平が生まれているため、その不公平の是正のために厚生労働省は確定申告の有無に関わらず反映する仕組みの導入の検討を示唆したというわけです。

確定申告しないのは脱税では？と疑問に思う人がいるかもしれないので具体的に解説しましょう。たとえば上場株式の配当金。課税は「申告分離課税」ですが、確定申告をして総合課税を選択することもできます。配当金が支払われる時に約20%の税金が差し引かれますが何もしなければ課税はこれで終了になります。確定申告をしていないため所得は増えず国民健康保険などの保険料負担が増えることはありません。一方、約20%の税金を差し引かれたものの配当控除を受けるために総合課税を選択して確定申告をしたとしましょう。このケース税制上では配当控除が受けられ一定の還付金があります（得した気になる）が、確定申告をしたので配当金が所得に加わり総所得が増えることとなります。結果として国民健康保険料などの負担が増えることがありえるのです。細かく言えば国民健康保険料などの負担より配当控除額の方が多ければ確定申告をしてもよいものの、配当控除額より国民健康保険などの負担額の方が多ければトータルでは確定申告をしなかった方が良かったことになるのです。

厚生労働省の提示案は配当金に限定しているだけでなく「金融所得」としています。配当金を例に出しましたが、金融所得ですから当然「売却益」なども含まれることとなります。簡略化しますが「特定口座（源泉徴収あり）」の口座を選んでおけば、税金の計算、徴収・納税まで全てを金融機関が行ってくれて手間いらずでした（申告不要）。このケースの手間いらずは税金に関する面倒がないというニュアンスですが、正確には「税金の面倒にプラスして国民健康保険などへの影響もない」という投資家はかなり大きなメリットを受けていたのです。売却益がいくらあっても確定申告をしなければ（厳密には年間の損益が純利益なら原則申告する意味はない）所得はなかったと認識されるのですから、国民健康保険などの負担増を心配することなく、また配偶者もいくら儲けても扶養のママでいられたのです。厚生労働省の提示案が採用され実行に移された場合、高齢者を中心に株式離れが起こる可能性が大きいという、もしかしたらNISAの利益も国民健康保険料などに反映するとの暴挙に出るかもしれないのです。今後の成り行きに注目しなければならないのは言うまでもありません。